

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変 更 後

変 更 前

[第1・第2 略]

第3 利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
[略]			
データ伝送携帯電話番号	④200DEFGHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[略]	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が④200DEFGHJKLMNであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、 <u>同条第15号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を行うもの又は</u> 同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 [2 略]
	④20CDEFGHJK (ただし、英字は十進数字(Cは0及び4を除く。)とし、CDEは総務大臣		第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が④20CDEFGHJKであるものに限る。以下「020C番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、 <u>同条第15号に規定するローカル5Gの</u>

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
[同左]			
データ伝送携帯電話番号	④200DEFGHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[同左]	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が④200DEFGHJKLMNであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、 <u>又は</u> 同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 [2 同左]
	④20CDEFGHJK (ただし、英字は十進数字(Cは0及び4を除く。)とし、CDEは総務大臣		第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が④20CDEFGHJKであるものに限る。以下「020C番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、 <u>又は</u> 同規則第49条の8の3に規定する技

<p>の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) (令和3年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。)</p>		<p><u>無線局による無線通信を行うもの又は</u>同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 [2・3 略] [第2 略]</p>	<p>の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) (令和3年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。)</p>		<p>術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 [2・3 同左] [第2 同左]</p>
[略]			[同左]		
[注1～4 略]			[注1～4 同左]		
[第4・第5 略]			[第4・第5 同左]		
[別表第1～第3 略]			[別表第1～第3 同左]		
別表第4 本人特定事項の確認方法			別表第4 [同左]		
[1～5 略]			[1～5 同左]		
<p>6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びハに掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。</p>			<p>6 [同左]</p>		
(1) 自然人(3)に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか			(1) [同左]		
<p>イ 運転免許証等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証及び<u>同法第104条の4第5項(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する運転経歴証明書をいう。)、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは旅券等(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。))又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)</p>			<p>イ 運転免許証等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証及び<u>同法第104条の4第5項</u>に規定する運転経歴証明書をいう。)、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは旅券等(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。))又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。))</p>		
[ロ～ホ 略]			[ロ～ホ 同左]		
[(2)・(3) 略]			[(2)・(3) 同左]		
備考 概申の [] の記載は州品にのみ。					

附 則

この告示は、公布の日から施行する。